

災害廃棄物処理広域処理等支援事業

250百万円

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

東日本大震災は、被災自治体が過去に経験のない量と多種・多様な災害廃棄物をもたらした。その災害廃棄物の円滑な処理を行うため、被災地に専門家（コンサルタント等）を派遣し、市町村の処理事業を支援するとともに、東北地方環境事務所の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を行う。

2. 事業計画

東北地方環境事務所に環境省現地対策本部を設置し、被災3県の市町村に地方公共団体支援チームを派遣することにより、環境省が策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物処理指針（マスタープラン）」に掲げた期限である平成25年度末までに災害廃棄物の処理を終了する。

3. 積算

専門家派遣及び市町村への訪問指導	211百万円
広域処理調整支援業務	39百万円

災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に向けた国の支援

1. 撤去

- ・現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物:本年8月末までを目途に仮置場へ概ね搬入するという目標(平成23年5月20日緊急災害対策本部決定)については、福島県内の警戒区域を除くすべての市町村において達成できた。
- ・その他:平成24年3月末までを目途(復興施策の事業計画及び工程表:東日本大震災復興対策本部(8月26日))

2. 中間処理・最終処分

- ・腐敗性等がある廃棄物:速やかに処分
- ・木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの:劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定
- ・その他:平成26年3月末までを目途(復興施策の事業計画及び工程表:東日本大震災復興対策本部(8月26日))

復興施策の事業計画及び工程表やマスタープランに示された目標の達成のため、あらゆる資源を総動員する

県・市町村に対する人的支援

- ・府県・政令市・中核市等から
- ①岩手、宮城、福島各県
- ②撤去が遅れている市町村への派遣(計29名)
- ・3県に職員と技術者計22名を常駐させ、県内支援チームを設置

技術的支援

- ・処理技術に関する相談窓口の設置(国立環境研究所、日本環境衛生センター、産業廃棄物処理振興財団の活用)
- ・各種指針類の発出(10月6日現在約80通)
- ・マスタープランを踏まえた県実行計画の策定支援

様々な観点からの総合的な支援

広域処理・再生利用の促進

- ・広域処理のマッチング調整
- ・広域処理の受入のための説明会へ職員などの派遣
- ・再生資材の活用に係るマッチング調整
- ・再生利用の推進について、関係省庁連絡会を設置して連携

財政支援

- ・災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げ
- ・地方負担分は、事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還の100%を交付税措置。
- ・特定被災地法公共団体である市町村が行う災害廃棄物処理事業の負担費用の軽減のための支援。

国による代行(8/18法律を公布・施行)

- 市町村から要請があり、かつ、
- ①当該市町村の処理の実施体制
 - ②専門的な知識・技術の必要性
 - ③広域的な処理の重要性を勘案して必要があると認めるときは、災害廃棄物の処理を、環境省が代行。

現場の声を踏まえたきめ細かい対応

- ・環境省職員と技術者・研究者のチームによる被災市町村への訪問・助言(環境省職員、技術者、研究者のチームで、市町村を訪問)(平成23年6月に第1回、7月に第2回、8月に第3回を実施、その後3ヶ月に1回程度を実施予定)
- ・各県協議会を通じ、市町村、県、関係団体、国が一体となった取組の推進